

大分市 PFI 等導入推進指針

令和8年3月(改定版)

公共施設マネジメント推進室

目 次

第1章 背景.....	2
第2章 PPP/PFI とは.....	3
第3章 目的・位置づけ	8
第4章 PFI 等に関する基本的な考え方.....	10
第5章 対象事業	10
第6章 事前協議	12
第7章 PFI 等の導入可能性の検討.....	14
第8章 事業手法の決定	19
第9章 検討結果の公表	19
第10章 事業の実施に向けて（今後の手続き）	20
第11章 PFI 等の推進にあたっての留意事項.....	21

第1章 背景

我が国の公共施設を取り巻く環境は、急速な人口減少や財政状況の厳しさにより、効率的・効果的な施設整備が求められています。こうした状況の下、公共施設等¹の整備・運営に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する PPP/PFI 手法は、財政負担の平準化やサービス水準の向上、新たな事業機会創出を通じた地域経済の活性化に資する重要な手法となっています。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」を踏まえ、一定規模以上の事業について PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討する仕組みを構築し、近年の人口減少の進展や自治体職員数の減少といった課題を背景に、令和 7 年には人口 5 万人以上の地方公共団体に対し優先的検討規定の策定及び運用を求め、幅広い自治体において PPP/PFI の導入促進が図られています。

さらに、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 6 年改定版）」においては、「これからの PPP/PFI の推進に当たっては、30 年間続いたコストカット型経済から脱却し、「新たな成長型経済」への移行に応じ、行政においては「歳出の効率化」、民間事業者においては「利益の創出」、住民においては「サービスの向上」という視点から推進していく必要がある。」とされ、民間事業者による地域人材の育成、地域資源の活用、地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出、にぎわい創出、カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化、防災・減災など地域経済・社会に対し公共サービス水準の向上、経済・社会的価値の向上の観点から「多様な効果」の評価を重視する方向性が示されています。

本指針は、国の方針や制度改正の動向を踏まえ、本市における PPP/PFI 手法の優先的な検討規定を定めるとともに、当該手法の導入に向けた検討フローや条件を整理するものです。

なお、本指針では、PFI のほか、民間の技術的ノウハウや経営能力などを活用した施設整備の手法を「PFI 等²」、それらを事業手法として用いた事業を「PFI 事業等」と記載しています。

¹ 道路等のインフラ施設に加え、庁舎等の公用施設、教育文化施設などを広く含む（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条）

² 詳細は「第 2 章 2.各事業手法」参照のこと

第2章 PPP/PFI とは

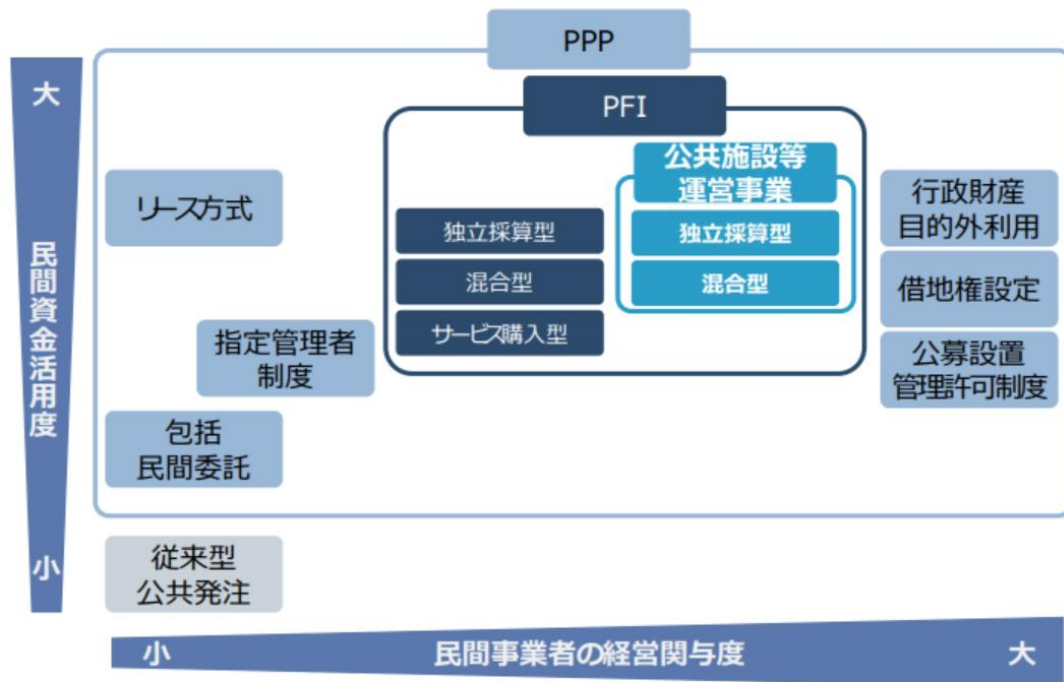
1. PPP/PFI の概要

【1】 PPP (Public Private Partnership)

PPP は、Public（官）と Private（民）の Partnership（連携）であり、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る手法。PFI 手法は PPP に含まれます。

【2】 PFI (Private Finance Initiative)

PPP の一形態で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。



※事業案件ごとに官民のリスク分担が異なることから、必ずしも上記イメージ図に合致するわけではない。

出典：内閣府「PFI 事業の概要」

【3】 PFI の原則・主義

PFI については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更について（H30.10.23 閣議決定）」に以下のような原則や主義が定められています。

(1) 5つの原則

①	公共性原則	公共性のある事業であること
②	民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること
③	効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること
④	公平性原則	特定事業者の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること
⑤	透明性原則	特定事業の発案から終結にいたる全過程を通じて透明性が確保されること

(2) 3つの主義

⑥	客観主義	各段階での評価決定について客観性があること
⑦	契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること
⑧	独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は 事業部門の区分経理上の独立性が確保されること

2. 各事業手法

本指針に記載する「PFI 等」の代表的な手法は以下のとおりです。

民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	
PFI	公共施設等運営権方式（コンセッション方式）
民間事業者が公共施設等の設計・建設（又は製造）・運営等を担う手法	
PFI	BTO 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate）
	BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer）
	BOO 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate）
	RO 方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate）
DBO 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate）※資金調達は公共で行う	
民間事業者が公共施設等の設計・建設（又は製造）を担う手法	
PFI	BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式）
DB 方式（設計 Design-建設 Build）※資金調達は公共で行う	
リース方式	

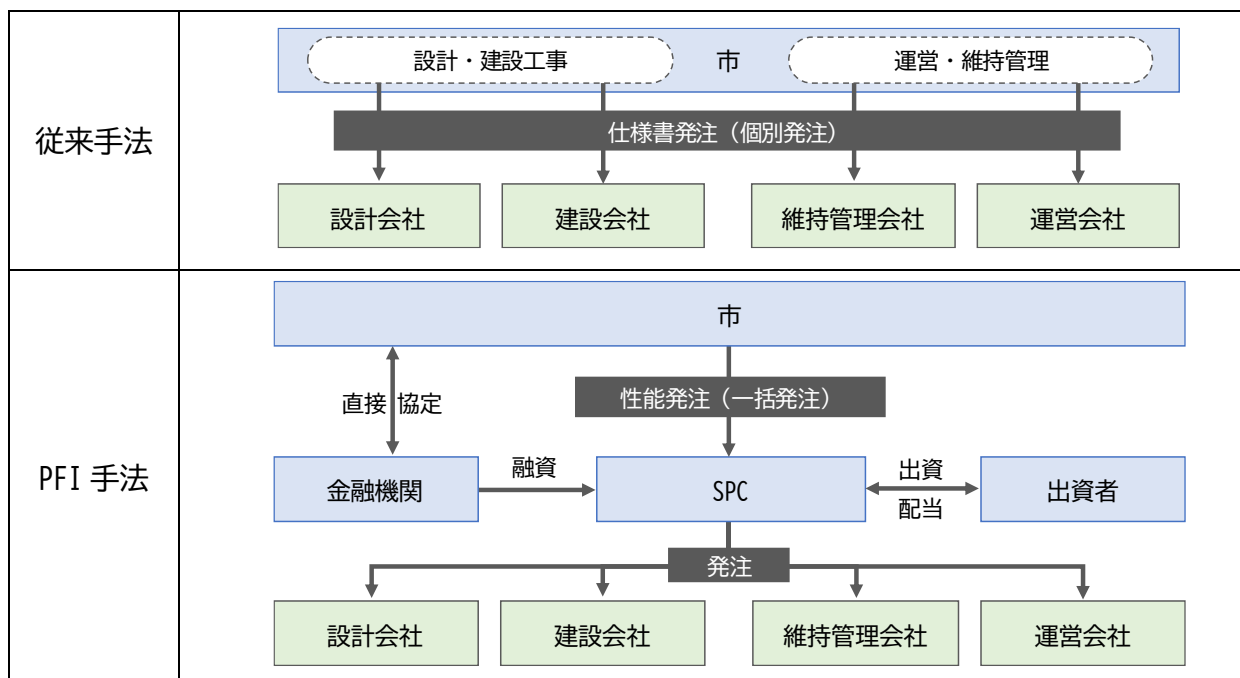
このほか、本指針では取り扱わないものの、指定管理者制度、包括的民間委託、O（運営等）方式、公的不動産の利活用（定期借地権方式）、ESCO（包括的な光熱水費等の削減）など、民間の技術的ノウハウや経営能力を活用した事業手法は、事業スキームに応じて多様な形態が存在します。

【1】 公共施設等運営権

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共に残したまま、当該施設を経営する権利を民間事業者に設定するもので、平成 23 年の PFI 法改正により実施可能となりました。（PFI 法第 16 条～第 30 条）

具体的な対象分野として、空港、上水道、下水道、道路（有料道路）、文教施設（博物館等）、公営住宅がコンセッション事業の重点分野とされています。（平成 28 年 5 月 18 日 PFI 推進会議決定「PPP/PFI 推進アクションプラン」）

3. 従来手法と PFI 手法との比較



項目	従来手法	PFI 手法
発注方法	仕様発注 構造・材料などに関する詳細な仕様書を公共が作成し、民間に発注する	性能発注 公共は事業の性能（品質や水準）のみを指定し、民間事業者は提示された性能を満たす事業を実施
	分離分割発注 設計、建設、維持管理、運営をそれぞれ分離して個別に発注する方式	一括発注 設計、建設、維持管理、運営を一体的に民間事業者(SPC)へ発注し、長期契約の下で実施する方式
事業者選定方法	原則、価格による入札	価格及び提案内容を加味し、総合的に評価
リスク分担	リスクの大部分を公共が負担	契約時にリスクを明確化して、公共と民間の双方で適切に分担
資金調達	公共が一般財源、地方債、補助金などにより調達	民間事業者(SPC)がプロジェクト・ファイナンス等により調達

4. PFI の導入効果

【1】 低廉かつ良質な公共サービスの提供と財政負担の縮減

民間事業者の経営ノウハウや技術力を活用し、リスクを適切に分担するとともに、設計・建設・維持管理・運営を一体的に実施することで、事業期間全体を通じたコスト削減が期待できます。これにより、財政健全化と真に必要な公共施設整備の両立が図られ、質の高い社会資本および公共サービスの提供を可能とします。

【2】 官民の役割分担の明確化と行財政改革の推進

PFI 等では、民間に委ねることが適切な分野について、民間事業者の自主性や創意工夫を尊重しつつ事業を実施します。これにより、官民の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップが形成され、財政資金の効率的な活用や行政の関与のあり方の見直しを通じて、行財政改革の推進に寄与することが期待されます。

【3】 民間事業機会の創出による経済活性化

公共施設等の整備を民間事業者に委ねることで新たな事業機会が生まれるとともに、収益事業との組み合わせやプロジェクト・ファイナンス等の活用により、民間投資を促進します。さらに、関連制度や支援機関を通じたインフラ投資市場の整備が進み、新規産業の創出や経済構造改革を推進する効果が期待されます。

第3章 目的・位置づけ

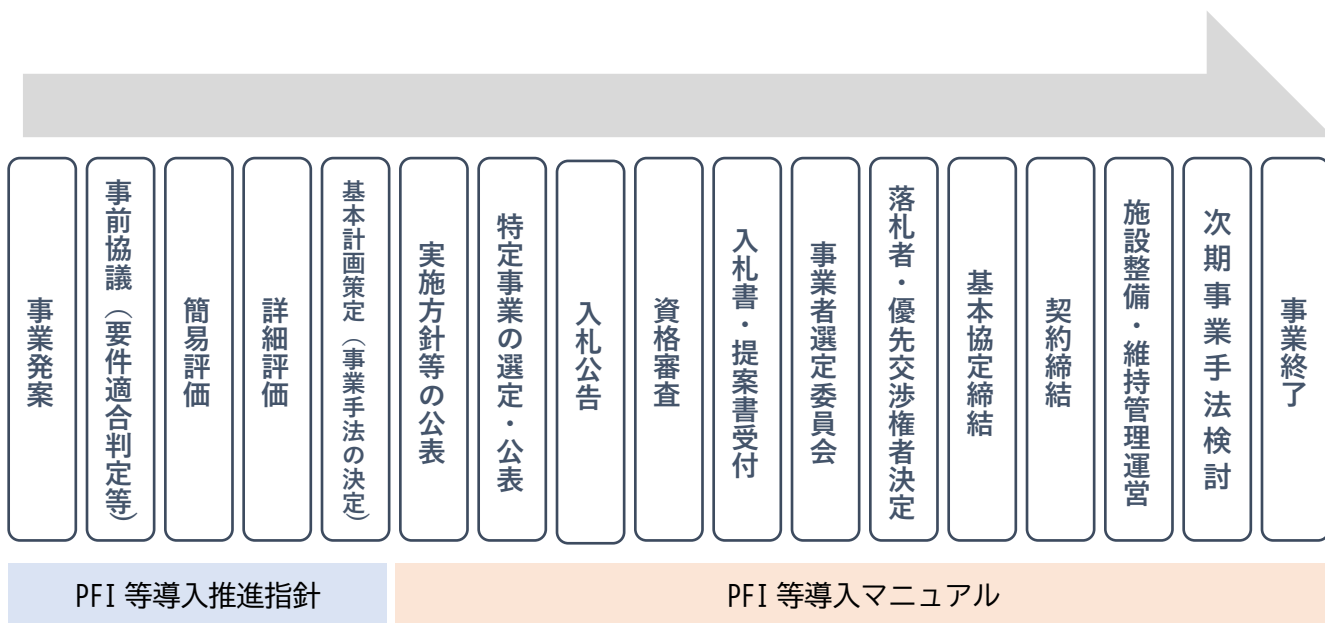
1. 導入指針と導入マニュアルの関係

本市における PFI 等の導入にあたっては、事業手法の適否を判断するための考え方や検討フローを示す『導入指針』と、事業手法決定後の具体的な事務手続きを整理した『導入マニュアル』という二つの体系により、PFI 等の検討から実施までを一貫して整理しています。

本指針は、主として本市における PPP/PFI 手法の優先的な検討規定を定めるとともに、当該手法の導入に向けた検討フローや条件を整理することを目的とし、事業手法決定後の具体的な手続きや書類作成等の実務については、導入マニュアルに示すものとします。

2. PFI 事業等の検討から実施までの全体像

PFI 事業等は、事業の構想段階から実施に至るまで、複数の検討・判断プロセスを段階的に経て進められます。本市における PFI 事業等の一般的な流れは、概ね次のように整理されます。



3. PFI 事業等に係る事務手続きの全体の流れ



第4章 PFI 等に関する基本的な考え方

1. PFI 等の位置付け

PFI 等は、公共施設等の整備・運営において、民間の資金、経営能力及び技術力を活用することにより、効率的かつ質の高い公共サービスの提供を図るための手法の一つです。

本市においては、PFI 等を目的化することなく、従来型手法との比較の中で、事業の特性に応じて適切な手法を選択することを基本とします。(第2章.2「各事業手法」参照)

2. PFI 等を優先的に検討する考え方

国が示す「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」をふまえ、本市においては、公共施設等整備事業に関し、PFI 等の導入に向けた優先的検討規定を設けます。

3. PFI 等を検討する基本的な目的

PPP/PFI 手法の検討にあたっては、財政負担の抑制に加え、公共サービス水準・経済的価値・社会的価値の向上など、多様な効果の発現を重視します。

これらの効果が総合的に期待できる場合に、PPP/PFI 手法の導入を検討するものとします。

4. 事業特性に応じた柔軟な手法選択

本指針における PFI 等には、PFI 法に基づく手法に限らず、DB、DBO、指定管理者制度、包括委託など、民間の創意工夫を活用する多様な手法を含みます。

事業全体への導入に限らず、設計、施工、維持管理又は運営の一部において民間活力を活用するなど、事業特性に応じた柔軟な手法選択を行います。

第5章 対象事業

1. 優先的検討の開始時期

下記に段階において、PFI 等の導入に向け優先的に検討を行うものとします。

- ① 新たな公共施設等整備事業（新設・更新・長寿命化等を含む）を行うための基本構想、基本計画等の検討時
- ② 公共施設等の運営等の見直し時
- ③ 複数分野又は複数の公共施設等を一括して事業化する分野横断型の事業発案時
- ④ 複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となって事業を実施する広域型事業の発案時

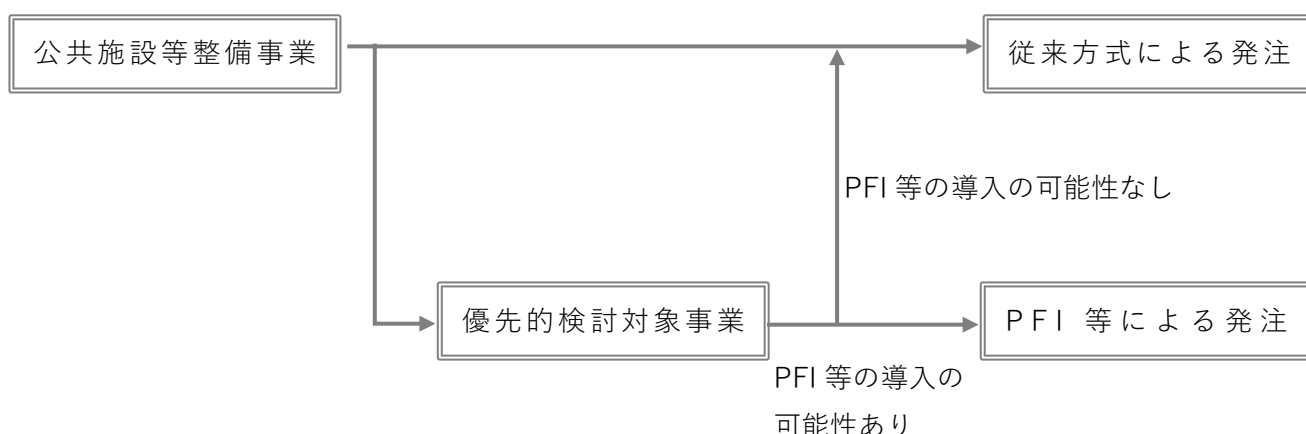
2. 優先的検討の対象事業

PFI等の事業手法の導入について、優先的検討の対象とする事業は、以下の①及び②の条件に該当する事業です。

また、①及び②の条件に該当しない場合において、事業の特殊性によりPFI等の導入を検討すべき事情がある場合は、公共施設マネジメント推進室と協議の上、対象の是非を判断します。

なお、都市公園における事業は、下記の事業費基準を適用しないこととします。

- ① 次のいずれかに該当する事業で、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる公共施設等整備事業
 - (1) 公共建築物又はプラントの整備・運営等に関する事業
 - (2) 利用料金の徴収を行う公共施設等の整備・運営に関する事業
- ② 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設等整備事業
 - (1) 設計と施工を含む施設建設費の総額が10億円以上
 - (2) 維持管理費、運営費等が単年度で1億円以上



3. 優先的検討の除外事業

以下の公共施設等整備事業については、優先的検討から除外します。

- ① 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設等整備事業
- ② 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設等整備事業
- ③ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設等整備事業
- ④ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設等整備事業
- ⑤ 学校の建替え、改修等を実施する事業

ただし、⑤については、統廃合や複合化、集約化等の事情がある場合や、社会情勢や財政状況をふまえ、総合的にPFI等の事業手法の優位性が高いと判断される場合は、この限りではありません。

第6章 事前協議

1. 事業推進体制

PFI等の導入検討及び事業実施にあたっては、当該事業（施設等）を所管する担当課（以下「施設所管課」という。）が主体となって進めます。

しかしながら、実際の事業実施においては、各種法令等に基づく事務手続に加え、民間活力導入事業特有の事業スキームや事業者選定方法等に関する専門的な知識が求められることから、組織としてのノウハウの蓄積及び共有が重要となります。

このため、本市においては、施設所管課、公共施設マネジメント推進室及び建築課等の関係課が相互に連携しながら、PFI等の適正かつ円滑な事業実施に努めます。

また、事業手法の検討については、「大分市 PPP/PFI 事業手法庁内検討委員会」に諮るものとします。

《施設所管課と公共施設マネジメント推進室との役割》

施設所管課	公共施設マネジメント推進室
<ul style="list-style-type: none">● 事業の発案、公共施設マネジメント推進室との事前協議、事業手法決定までの手続● 民間事業者の提案に対する検討及び結果の通知● アドバイザーの選定・委託（必要に応じ検討）● 実施方針の策定、VFMの算定、特定事業の選定、募集要項等の策定● 事業の予算要求、議会説明、議決に向けた手続● 事業者の選定、契約の締結● 情報の公開● 事業関係課との協議	<ul style="list-style-type: none">● 公共施設整備に関する事前協議及びPFI等の活用可能性の協議● PFI等の導入に向けた事業担当課の支援及び検討状況の把握● 事業関係課間の調整● PFI等に関する全庁的共通課題の検討● 「大分市 PPP/PFI 事業手法庁内検討委員会」の開催

2. 基本構想の作成

施設所管課は、公共施設等の整備等を検討するにあたり、対象となる施設を整備する必要性、背景、課題、どの程度の機能や規模が必要となるかを整理した上で、公共施設マネジメント推進室と協議を行います。

事前協議では、大分市公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合性、事業規模、他の施設との複合化の検討など、整備する公共施設等の基本構想を作成します。

第7章 PFI 等の導入可能性の検討

1. 簡易な検討

PFI 等検討対象事業については、施設所管課が主体となり、以下のフローに沿って PFI 等の導入の適否を判断します。

簡易な検討において「PFI 等の導入可能性あり」と判断された場合は、詳細な検討（PFI 導入可能性調査・基本計画）に進みます。

【1】 簡易な検討におけるフロー（PFI 等導入の適否の判断）

評価①と評価②は、どちらか一方を確認できること。③～⑤は必須項目。

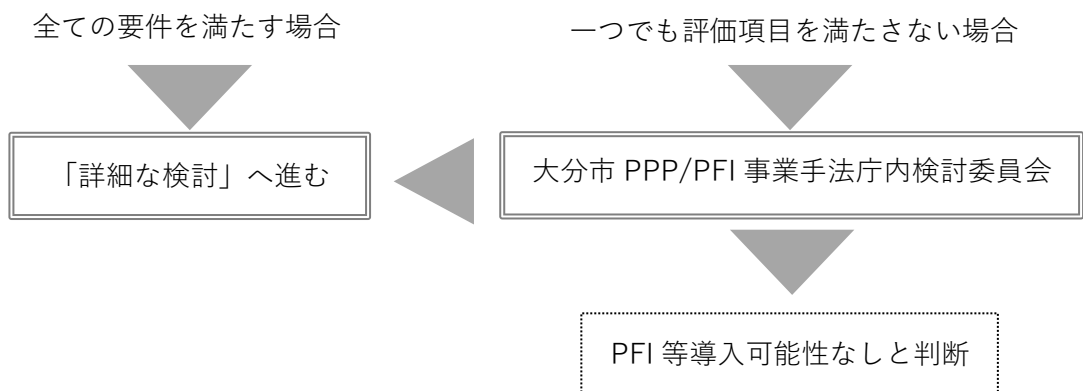
(1) 定性的評価

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| (評価①) 類似施設の PFI 等導入実績 | →同種の施設で導入実績がある |
| (評価②) 民間の創意工夫の活用可能性 | →民間のノウハウ等の活用の余地がある |
| (評価③) 多様な効果による評価 | →公共サービス水準の向上等が見込める |
| (評価④) スケジュール上の制約の有無 | →PFI 等の事業手法では、スケジュール上支障が生じる。 |

(2) 定量的評価

(評価⑤) VFM の観点

→PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引き）により、従来手法と採用手法で費用等の総額を比較した結果、VFM が同種の事業と比較し著しく低いものではないことを確認ができる。



【2】 評価の観点

PFI等の導入により、民間の創意工夫やノウハウを活用できる可能性、事業特性上の制約の有無等について、次の観点から総合的に評価を行います。

(1) 定性評価

評価①と評価②は、どちらか一方を確認すればよいものとします。

(評価①) 類似施設の導入実績

民間の創意工夫の活用可能性を確認するため、同種の施設においてPFI等の導入実績を確認します。

ここでいう同種の施設とは、施設設置の根拠法令が同一である、又は運営内容等が類似している施設をいい、本市の施設に限らず、国及び他の地方公共団体における導入実績も含めて判断します。

ただし、同種施設に導入実績がある場合であっても、施設規模が著しく小さいなど、PFI等の導入が客観的に困難と認められる場合には、施設所管課は、その理由を明らかにするものとします。

(評価②) 民間の創意工夫の活用可能性

サウンディング型市場調査等による民間事業者へのヒアリングを通じて、民間による提案や創意工夫を活用できる可能性を確認します。

一方、法令により民間事業者による実施が制限されている公共施設等整備事業など、PFI等の導入が客観的に困難と認められる場合には、その根拠を明らかにするものとします。

(評価③) 多様な効果による評価

PFI等の導入については、費用総額の比較による評価にとどまらず、公的負担の抑制に加え、公共サービス水準の向上、経済的価値の向上又は社会的価値の向上が見込めるかどうかについて確認するものとします。

次に掲げる観点を参考に多様な効果の発揮の見込みを確認します。

- 利用者満足度の向上やサービス品質の向上
- 民間の技術力・運営ノウハウの活用によるサービスの向上
- 地域経済の活性化、雇用創出、にぎわい創出等への期待
- 環境負荷の低減、防災・減災機能の強化、地域課題の解決等の社会的価値の創出

(評価④) スケジュール上の制約の有無

PFI等を導入する場合には、導入可能性調査の実施や事業者公募に係る資料作成等が必要となることから、従来手法と比較して事業検討に一定の期間を要することが一般的です。このため、PFI等を採用した場合に想定されるスケジュールにおいて、事業の遂行に著

しい支障が生じる場合に限り、PFI等の導入は困難と判断します。

なお、PFI等の導入が困難と判断する場合には、スケジュール上の具体的な支障内容を明らかにするものとします。

(2) 定量評価

(評価⑤) VFM (Value For Money) の観点

PFI等により事業を実施した場合の効果を金銭価値で評価したものをVFM (Value For Money) といい、VFMが発生する場合には、PFI等の導入可能性があるものと判断します。

このため、簡易的なVFM算定を行い、VFMが発生しない場合には、PFI等の導入可能性はないものと判断します。

また、VFMが発生するものの、その水準が同種事業と比較して著しく低い場合には、定性的評価の結果と総合的に勘案し、PFI等の導入可能性を判断します。

なお、VFMの算定に当たっては、内閣府が示す「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引き」を参考とし、施設所管課と公共施設マネジメント推進室が協議の上、算定します。

2. 詳細な検討

簡易な検討によりPFI等の導入可能性があると判断されたPFI等検討対象事業について、従来型手法とPFI手法等の費用総額を比較するとともに、多様な効果も総合的に勘案し、事業手法を選定するものとします。

【1】 検討の進め方

対象事業の施設所管課が主体となり、公共施設マネジメント推進室が支援を行いながら、関係課等と連携し、実際の導入に向けた詳細な検討及び基本計画等の策定作業に進みます。

また、事業推進上必要な関係課との調整を行うとともに、必要に応じて専門的な外部コンサルタントにPFI等導入可能性調査委託を発注するなどにより、最適な事業手法の比較検討を行います。

導入可能性調査や基本計画では、次に掲げる事項を中心に検討を行います。

《PFI 等導入可能性調査を委託する場合の主な調査項目例》

業務	調査項目(例)	内容	
PFI 等導入可能性調査	事業スキーム	事業の範囲	設計、施工、維持管理、運営、余剰地活用業務など、公募対象となる事業範囲の検討
		事業手法	PFI 等の事業手法の比較検討
		事業期間	事業期間の検討
		資金調達・収支見込	・資金調達の主体と額を算定 ・利用料金収入等を見込める施設では、利用料金収入等を試算
	リスク分担	・当該事業で想定されるリスクを抽出・分析	
	市場調査	・PFI 等を活用する場合の民間事業者の参画意向、事業スキーム等についての意向を把握する。	
	VFM の検討・評価	・概算事業費を算定 ・従来手法で実施した場合と PFI 等で検討した場合の財政負担額を比較する。	
	多様な効果の検討・評価	・事業の特性を踏まえ客観的に評価	
	スケジュールの作成	・PFI 等を採用した場合の事業実施スケジュールを作成する。	

《基本計画策定を委託する場合の主な項目例》

基本計画等の策定	現状の整理	・現状及び課題を整理する。
	導入機能の検討	・整備する施設に導入する機能を検討する。
	施設計画	・施設の規模、施設計画等を検討する。
	管理運営計画	・管理及び運営に関する方法を検討する。
	施設概要図の作成	施設の概要図を作成する。

【2】 調査業務委託等を実施する場合の事業者選定、審査等の注意点

PFI 等導入可能性調査や基本計画に係る各種業務委託の事業者選定にあたっては、市が提示する業務仕様を満たすことにとどまらず、整備等を行う施設の用途や規模、整備条件等をふまえ、当該事業に適した事業手法やリスク分担のあり方などについて考慮することが重要です。

このため、事業者の専門性、企画力及び課題解決力を総合的に評価できるよう、原則として公募型プロポーザル方式を推奨します。

事業者の選定にあたっては、業務を適切に遂行できることを確認するため、以下の事項について提案を求めます。

- ・ 業務の実施体制
- ・ 同種又は類似業務の実績
- ・ 業務スケジュール
- ・ 当該事業に固有の課題の認識及びその解決に向けた提案

審査にあたっては、あらかじめ当該事業の特性を踏まえた審査基準及び配点を設定し、提案内容を客観的かつ公平に評価します。

【3】 評価の観点

詳細な検討においては、要求水準、官民のリスク分担、民間事業者の参入可能性等を整理した上で、次の観点から PFI 等の導入の適否を総合的に評価します。

(1) 費用総額の比較

従来型手法により市が公共施設等の整備・運営を行う場合と、PFI 等の事業手法を導入した場合について、概算事業費等を基に費用総額を比較し、VFM (Value For Money) の有無及びその水準を評価します。

(2) 多様な効果による評価

費用総額の比較による評価に加え、公的負担の抑制にとどまらず、次に掲げるような多様な効果についても、事業の特性を踏まえ客観的に評価します。

- ・ 公共サービス水準の向上
- ・ 地域経済の活性化等の経済的価値の向上
- ・ 環境負荷の低減、防災・減災機能の強化等の社会的価値の向上

具体的な評価項目については、「PPP/PFI 事業の多様な効果に関する手引・事例集（内閣府）」を参照にしてください。

第8章 事業手法の決定

事業手法については、企画部担当副市長を委員長とする「大分市 PPP/PFI 事業手法庁内検討委員会」において、これまでの評価や導入可能性調査の結果等を総合的に勘案し、PFI 等の事業手法の導入の適否及び最適な事業方式を検討します。

なお、事業の規模や重要性等に応じて、総合経営会議や外部有識者等による検討委員会における議論を経る場合があります。

事業手法の決定については、起案のうえ、市長の決裁を受ける必要があります。

PFI 等を採用することを決定した場合は、案件の特性に応じて、要求水準書等の作成のためアドバイザー業務の委託等を行い、PFI 等の実施に向けた必要な手続きを進めます。

第9章 検討結果の公表

1. PFI 等の事業手法の導入に適しないと判断した場合

PFI 等の事業手法の導入に適さないと判断した場合、施設所管課は、次に掲げる事項を大分市のホームページにおいて公表します。

- ・ PFI 等手法を導入しないことと決定した旨
- ・ 予定価格の推測につながらない範囲の事項

第10章 事業の実施に向けて（今後の手続き）

1. 今後の手続き

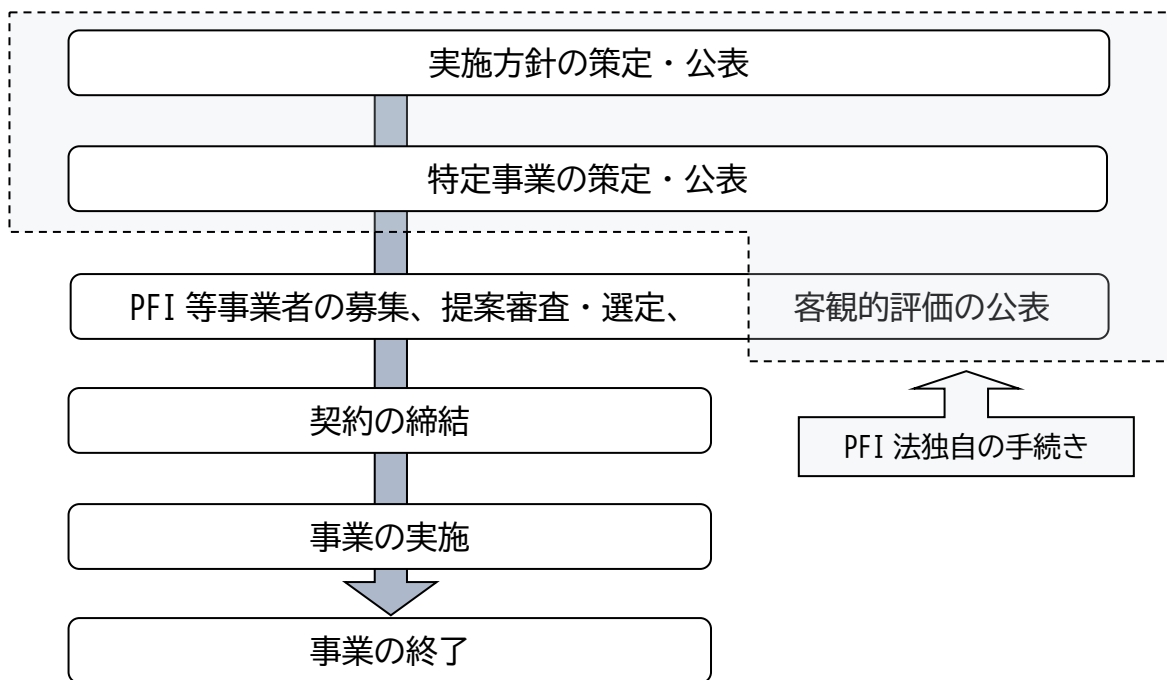
施設所管課は、簡易な評価及び詳細な検討を経て決定された事業手法に基づき、事業の実施に向けた具体的な手続きを進めます。

決定された事業手法がPFI法に基づく手法である場合には、「大分市PFI等導入マニュアル」に沿って、事業者選定、契約締結、事業実施等の手続きを行います。

また、PFI法に基づく手法以外のPPP手法等を採用する場合においても、PFI法特有の手続きを除きつつ、同マニュアルやこれまでの事業実績を参考にしながら、公共施設マネジメント推進室と協議の上、適切な手続きを進めます。

なお、事業実施段階における具体的な手続きや留意事項については、「大分市PFI導入マニュアル」において定めています。

《今後の具体的な手続き例（PFIの場合）》



第11章 PFI 等の推進にあたっての留意事項

本項では、PFI 等の推進にあたり、市として共通して留意すべき基本的な考え方や視点を整理します。なお、事業実施に係る具体的な手続や運用方法については、本指針では概要レベルの記載にとどめ、詳細は「大分市 PFI 等導入マニュアル」に示すものとします。

1. 事業の妥当性・財政面に関する留意事項

【1】 事業の必要性及び成立可能性の確認

PFI 等の導入にあたっては、当該事業について長期的かつ普遍的な市民ニーズが存在するかを確認するとともに、サービス対価の考え方やリスク分担等をふまえ、民間事業者の視点から事業として成立する可能性を検討します。

【2】 後年度の財政負担及び国庫補助等への影響

PFI 等は長期間にわたり財政負担が生じる場合があることから、支出の平準化効果に留意しつつ、後年度の財政負担や財政指標への影響、国庫補助や交付金等の財政措置との整合性を総合的に検討します。特に国庫補助の活用については、国の基本方針において、「財政上の支援については、本来公共施設等の管理者等が受けることのできる支援の範囲内で、民間の選定事業者が受けられるように配慮すること」とされています。

また、「通常当該施設を地方公共団体が整備した場合に国庫補助負担制度がある事業については、PFI 事業で整備する場合にも同等の措置が講じられるものであること。」（自治省「地方公共団体における PFI 事業について」平成 12 年 3 月 29 日）とされていますが、特定財源（交付金、国庫補助、地方債等）の活用の可否は事業スキームに大きく影響を与えることから、本市においても実際に PFI 等の導入を検討する際には、事業構想段階で事前に大分県等関係官庁と十分な事前調整を図る必要があります。

2. 透明性・説明責任の確保

【1】 事業情報及び検討結果の適切な公表

事業の構想段階から事業手法の選択、事業者選定に至るまでの各段階において、可能な範囲で事業情報や検討結果を公表し、手続の公平性及び透明性の確保に配慮します。

【2】 実施方針の策定の見通しの公表

PFI 法に基づく手法を採用する場合には、民間事業者の参画促進及び事業の透明性確保の観点から、実施方針の策定の見通しについて適切に公表します。（PFI 法第 15 条）

3. 民間活力の最大化に向けた取組

【1】 民間事業者との対話及び市場調査の活用

事業構想段階から必要に応じてサウンディング型市場調査等を実施し、民間事業者との対話を通じて、市のニーズに即した事業内容の具体化や民間ノウハウの活用可能性の把握に努めます。

【2】 地域経済の活性化への配慮

PFI 等の実施にあたっては、公正な競争性を確保しつつ、地域の実情をよく理解する市内企業の積極的な参画が望ましいことをふまえ、地域経済の活性化に資する事業となるよう配慮します。また、民間事業者への PFI 等に関する知識の普及や情報提供を図るため、「おおいた PPP/PFI 地域プラットフォーム」等を活用した取組を行います。

4. 公正性・競争性の確保（概要レベル）

【1】 業務支援委託の活用に関する考え方

事業の内容や規模、専門性等を踏まえ、必要に応じて導入可能性調査やアドバイザリー業務等の業務支援委託を活用し、適切な事業推進体制の確保に努めます。

【2】 事業参加者の資格要件及び参画促進への配慮

導入可能性調査業務やアドバイザリー業務の受託者、事業者選定委員会の委員、ならびに実施方針の公表前後を問わず、当該事業の内容、要求水準書または事業者選定条件の検討若しくは作成に関与した者であって、応募者又は応募予定者と資本面、人事面若しくは融資関係等の利害関係を有する者は、入札等に参加することはできません。そのため、各種支援業務の委託先の選定および事業者選定委員の選任に当たっては、当該事業への参加が認められない旨を、あらかじめ明文化しておくことに留意する必要があります。

【3】 提案内容及び選定過程における公正性の確保

民間事業者からの提案内容の取扱いや事業者選定委員会の意見の反映にあたっては、公正性及び公平性を確保するとともに、その検討過程及び結果を適切に整理します。